「日本の死刑制度について考える懇話会」報告書に関する理事長声明

「日本の死刑制度について考える懇話会」（座長井田良中央大学大学院教授、前法制審議会会長）（以下「懇話会」という。）は、わが国における死刑制度のあるべき方向性について、徹底した集中的議論を経て、２０２４年１１月１３日、その結果を取りまとめた報告書を公表した。

懇話会は、同報告書において、委員全員の一致した意見として、「現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない。」との認識を示し、「早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること」を提言した。そして、「死刑判決の確定後、その執行に至る手続及び執行方法との関係でも、具体的な改善の要否を検討すべき種々の問題点が存在している」として、「前記の会議体においては、具体的な結論を出すまでの間、死刑執行を停止する立法をすることの是非、あるいは執行当局者において死刑の執行を事実上差し控えることの是非」についても検討課題とすべきであることを提言した。

さらに、懇話会は、死刑は大きな問題であり、一挙に新たな合意を形成することは簡単ではないとしつつも、「さまざまな形で問題箇所の改善・修復を図りながら、一歩ずつ前進していくこと」の有益性に言及し、「死刑制度を存置したまま、執行のみをしばらく停止してその後の状況を精査する」との方法を提案している。人びとが「両方向からの主張に身を裂かれるような思いで立ちすくみ、為す術もなく事態をただそのままに放置するという現状に甘んずることなく、問題解決に向けて一歩でも先に歩を進めること」の重要性を確認して提言を結んだ。

同報告書では、死刑制度の運用や執行の実態、死刑確定者の処遇等に関する正確な事実の多くが明らかにされていないことを指摘しているが、この点について、当連合会は、２０２２年１１月２５日に開催した第３２回近畿弁護士会連合会人権擁護大会において、「死刑は人の生命を奪う究極の刑罰制度であるにもかかわらず、この制度に関する議論は積極的に展開されているとは言い難い現状にある」ことの原因として、「死刑の情報が十分に公開されておらず議論の前提となる事実が明らかになっていない」ことを挙げた。そして、死刑制度について広範な議論を発展させるため、政府に対し、死刑に関する情報を広く公開することを強く要請することを決議した。

ところが、政府は、２０２５年6月２７日、２年１１か月ぶりに、東京拘置所において、死刑確定者１名に対する死刑を執行した。これは、上記のとおり、懇話会が死刑制度に関する公的な会議体を設置し、同会議体において具体

的な結論を出すまでの間、死刑執行の停止や死刑執行を事実上差し控えることを検討すべきことを提言している中での執行であった。そして、政府は、この間、依然として死刑に関する情報公開について消極的な態度を続けてきたものであり、当連合会からの情報公開の要請のみならず、各弁護士会からの情報公開や死刑執行停止の要請を悉く無視するかたちで死刑を執行した。

２０２４年９月２６日、静岡４人強盗殺人・放火事件（いわゆる袴田事件）について、静岡地方裁判所は、死刑判決が確定していた袴田巌氏に対し、再審無罪判決を言い渡した。１９８０年代に再審無罪となった４事件（免田事件、財田川事件、松山事件及び島田事件）に次ぐ、５件目の死刑再審無罪事件であって、無辜の人を誤判により処刑してしまう危険が実際にあったことが明らかとなった。国民の刑事司法手続、とりわけ死刑制度に対する信頼が揺らぐ事態であるともいえ、政府は、死刑制度について、早急に根本的な検討、議論を行うべきである。

以上より、当連合会は、上記人権擁護大会決議のとおり、政府に対して、改めて死刑に関する広範な情報の公開を求めるとともに、懇話会が提言しているように、国会及び内閣の下に死刑制度に関する公的な会議体を設置することを求める。

２０２５年（令和７年）９月１７日

近畿弁護士会連合会

理事長　福　田　健　次